

一般社団法人 日本航空宇宙学会
公印に関する内規

制定 平成 16 年 2 月 9 日

施行 平成 16 年 3 月 1 日

改定 平成 24 年 7 月 13 日

(目的)

第 1 条 この内規は、一般社団法人 日本航空宇宙学会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この内規において、公印とは、一般社団法人日本航空宇宙学会会長印をいう。

(保管)

第 3 条 公印の保管は、事務局長が、その責に任ずる。

2 公印は、その保管を厳正にし、会長の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(調製及び改廃)

第 4 条 公印の調製、改刻又は廃棄は会長の決裁を受けなければならない。

(押印)

第 5 条 公印は、事務局長又はその指定した者が押印するものとする。

2 公印を押印するときは、押印する文書が決裁済みであることを、事務局長に示し、その承認を受けなければならない。

(契印)

第 6 条 公印を押印するときは、原則として、公印を必要とする文書と関係決裁文書に契印を押印するものとする。

(公印使用簿)

第 7 条 事務局長は、公印使用簿を作成し、公印の使用を記録しておかなければならない。

(改廃)

第 8 条 この内規の改廃は理事会が行う。

付 則

- 1 この内規は、平成 16 年 3 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の変更は、理事会で承認のあった日（平成 24 年 7 月 13 日）から施行する。